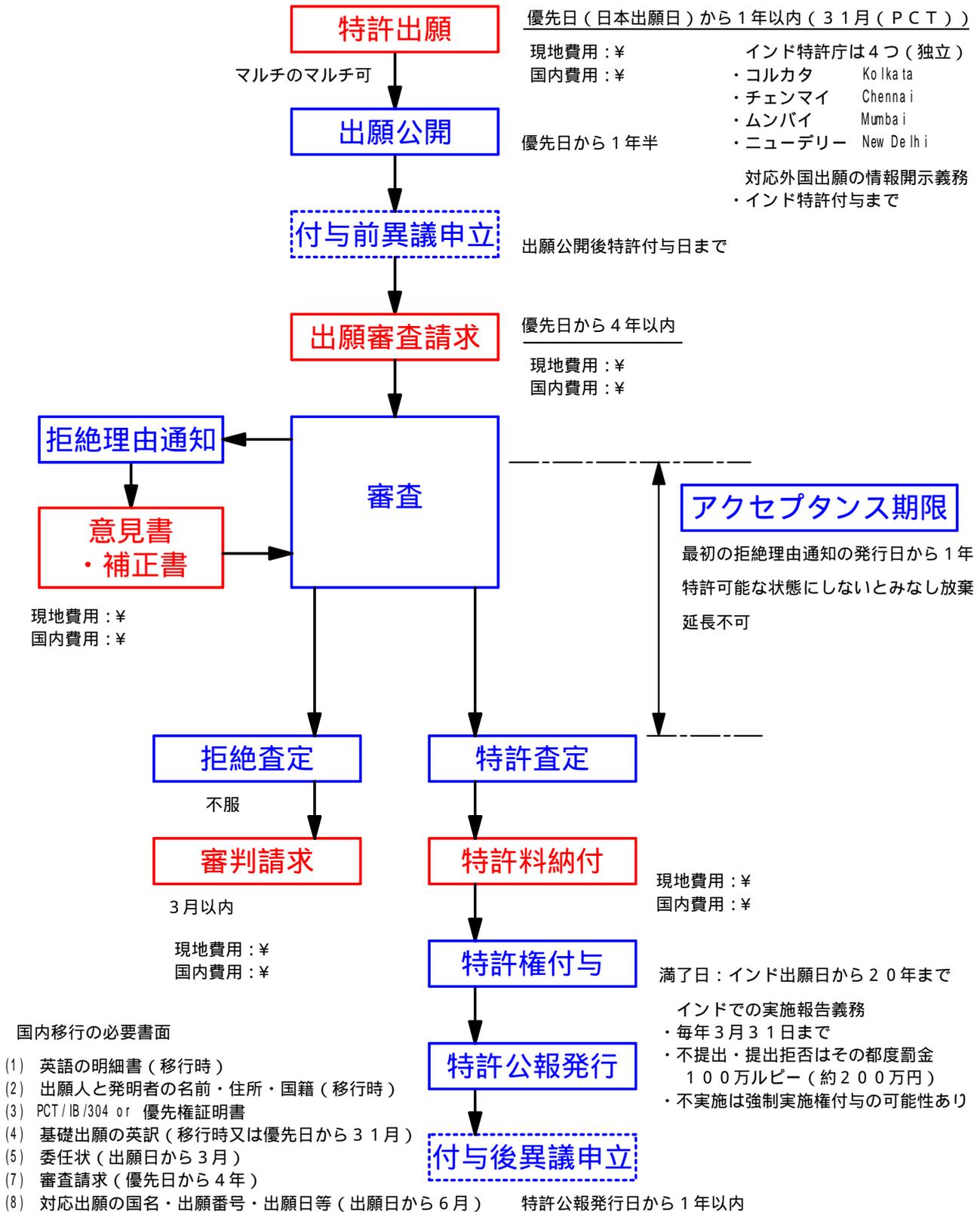


インド特許手続

平成25(2013)年11月1日現在



(注) 特許権の維持には毎年特許料の納付が必要です。
第2年目以降の特許料は漸次増額します。

- ・更新料:出願日から起算
- ・特許前の納付期限:特許付与日から所定期間内
- ・特許後の納付期限:特許付与日から前年以前

青枠: 現地特許庁の手続です。

赤枠: 出願人の手続です。この手続には国内費用と現地費用の両方が発生します。
なお、費用は改正されることがあります。